

経 済 産 業 省

平成11・03・25資第9号

平成11年3月31日

改正 平成16・09・24総第2号
平成17・03・17総第3号
平成24・06・13原第1号

電気工事士法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

- （1）第4条第4項第2号の養成施設の指定に係る審査基準については、「電気工事士法第4条第4項第2号の養成施設の指定等について（内規）」（平成17・01・26原院第2号）のとおりとする。
- （2）第4条の3の自家用電気工作物の保安に関する講習を行う者の指定に係る審査基準については、電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第9条の11に掲げるとおりとする。
- （3）第7条第1項の規定による指定試験機関の指定に係る審査基準は、第7条の2及び第7条の3に掲げるとおりとする。

第2 不利益処分

第7条の8の規定による指定試験機関の役員の解任命令、第7条の9第4項において準用する第7条の8の規定による指定試験機関の試験員の解任命令及び第7条の13の規定による指定試験機関の指定の取消し又は試験事務停止命令に係る審査基準は、各条に掲げるとおりとする。

附 則

この訓令は、平成11年3月31日から施行する。

附 則（平成16・09・24総第2号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17・03・17総第3号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24・06・13原第1号）

この訓令は、平成24年6月15日から施行する。